

第65回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

平成27年3月13日(金曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 31 号 平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出について
- 日程第 2. 議案第 32 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 3. 議案第 33 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 4. 議案第 34 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 5. 議案第 35 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 6. 議案第 36 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 7. 議案第 37 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 8. 議案第 38 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 9. 議案第 39 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 10. 議案第 40 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 11. 議案第 41 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 12. 議案第 58 号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について
- 日程第 13. 議案第 59 号 工事委託契約の変更について
- 日程第 14. 議案第 60 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 15. 議案第 61 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16. 議案第 62 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17. 議案第 63 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

午前 09 時 30 分 開議

議長（石黒永剛君） おはようございます。早朝よりおそろいでご出席を賜わり、誠に御苦労さまでございます。

本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第 1 から日程第 11 までの提案に対する当局の説明は、3 月 4 日に終了しておりますので、順次、質疑・討論・採決を行います。

日程第 1. 議案第 31 号 平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出について

議長（石黒永剛君）　　まず日程第1、議案第31号、平成26年度佐用町一般会計補正予算案（第7号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君）　　はい、平岡さん。

13番（平岡きぬゑ君）　　歳入8ペーシの国庫補助金1億3,480万8,000円、これはいわゆる国の政府の補正予算新交付金に当たるものの収入だと思うんですけど、このことについてお尋ねします。

歳出では、16ページの総務費の地域経済循環創造事業交付金5,000万円と、それからもう一つ、ページ数で前に戻って15ペーシ、31長いですけど、31、32で、それぞれ委託料とかあるんですけど、この内容について質問するんですが、総務費の中の特に委託料、それぞれ委託先とか具体的な交付金を受けて行われる内容について、説明をお願いします。

議長（石黒永剛君）　　答弁。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君）　　久保企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君）　　まず、地域経済循環創造事業交付金についてご説明をいたします。

この事業につきましては、地域活性化に資する事業の初期投資に充当するというところでございまして、その状況成果に検証、研究を加えて産業界、大学界、地域金融機関等が連携して地域資源を生かして、また、資金を活用した事業を起こした雇用を生み出すモデルの構築をするというものでございます。

この事業につきましては、一般財団法人のBERT（バート）というところが、佐用町内で跡地活用を利用した形で、何とか事業をやりたいとっております。事業内容につきましては、地域コミュニティカフェ、地域福祉支援サービス、地域人材養成事業、ITサテライトオフィスということで、それぞれ総合的な事業を実施したいということでございます。

このBERTと言いますのは、理事長をされているのは、元オートバイレースのライダーでございまして、東洋初の世界チャンピオンになった方ということでございます。

この方は、人脈とか行動力が並はずれた人でございまして、元々、このBERT事業としましては、AMD（アムダ）国際医療ボランティア組織のNGOなどとともに、災害救援活動とか、災害救援訓練等を行っておられる方でございます。

この方をご紹介いただいたのが、私どもの平成21年の台風9号災害検証委員会の委員でもありますし、災害フォローアップ委員会副委員長の前林先生、神戸学院大学の前林教授から紹介をされたものでございまして、この方が、佐用町内でこういう事業を展開したいということでございます。

事業費としては約1億円を見込まれておりまして、その中の交付金を申請しております。

この5,000万円というのは、交付金の上限額でありまして、現在、総務省に申請をしておりますけれども、採択の状況によりまして、また、専決で減額などをさせていただく必

要があるかと思えます。

以上でございます。

議長（石黒永剛君） はい、次。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 32番の委託料、田舎体験事業運営業務委託料180万円についてでございますが、これにつきましては、受け入れる方へのPRパンフレット。それから、受入の段取り、それから現地対応についての全てについて、委託をする予定であります。

今、調整を行っておりますのは、佐用の合同会社佐用鹿青年部さんのほうにお願いをする予定であります。

この方たちにつきましては、佐用の多くの事業に参画していただいております、佐用町以外の方との連携もありますので、受け入れる方たちへの、受入先へのPR等もできるということを思っております。

以上でございます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 農林振興課の関係でございますけれども、15ページの歳出でございます。

まず、この目的は地域産業育成支援事業ということで、もち大豆関連の助成事業、あるいは委託料を計上しております。

あと、森林資源活用事業ということで、木材ステーションの運営設置にかかわる事業を農林振興課の関係ではしております。

まず、需用費の印刷製本費でございますけれども、これはもち大豆関連、または町の観光PRのためのパンフレット印刷を予定しております。

あと委託料でございますけれども、特産品販路拡大業務委託料ということで、もち大豆関連商品の、また新たな新商品の開発とか、あともち大豆に絡みます調査研究関係の委託料を考えております。

あと工事請負金につきましては、木材ステーションの土場の整備を予定しております。

あと備品費につきましては、これはふれあいの里上月の備品になりますけれども、フォークリフトの購入を予定しております。

あと負担金補助及び交付金の中のもち大豆生産助成金につきましては、原材料のもち大豆を生産される農家に助成を考えております。

あと特産品生産拡大人材育成助成金と木材流通支援事業助成金でございますけれども、これはそれぞれ運営されておる事業会社に、まずもち大豆みその加工のこれからの人材育成ということと、あと木材ステーションの資機材整備なり運営の助成を考えております。

以上でございます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） それから委託料の中の新しい土づくり開発研究業務委託料につきましては、I D E Cとともに下水道汚泥を利用いたしました土づくりの研究をしたいということでございます。これはI D E Cに対して出します。

それから、その次の地方創生戦略推進コーディネート委託料でございますけれども、これは地方創生の地方版の総合戦略をつくるものでございまして、これについて委託料を設けているものでございます。

委託先については、今後、検討してまいります。

議長（石黒永剛君） よろしいですか。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初、説明のあった地域経済循環創造事業交付金 5,000 万円の関係では、総務省に、まだ申請中なのでということですが、指導されるすごい方がおられるのでという話なんですけれど、その方と、合わせて町民にかかわる、この佐用町の町民との関係でいくと、この金額を使って、どんなかかわりになるのかってというのは、現在のところ分かる範囲で教えていただきたい。この内容についてです。

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

13 番（平岡きぬゑ君） それともう一つ、15 ページで先ほど説明のあった地方創生戦略推進コーディネート委託料。戦略を練る上での委託先は、これからということなんですけれど、これも町内の人材の関係者というのか、かかわりについては、どんなふうにするのか、お伺いします。

議長（石黒永剛君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） まず、経済循環型のほうですけれども、町民のかかわり方といたしましては、当然、地域資源を活用するということで、地域資源を活用いたしますので、例えば、そこでできた農産物とか、そういう物、また人なども使っていただけるのではないかと考えています。

基本的に、先ほど言いましたコミュニティカフェにつきましては、今言いましたような地元食材を活用した形の飲食の提供を行いたい。地域住民を中心にしたコミュニティの場にしたいということでございます。

また、福祉サービスのほうですけれども、これは高齢者向けの相談窓口サービスということで、地域のよろず相談窓口として、買い物代行や悩みの相談を受け付ける場をつくりたいということでございます。

あと、この方の人脈を通じて、このいろいろと人材育成をしたいと言われておりまして、この人材の登録者につきまして、リスクマネジメントとかスキル研修を実施するというふうに聞いております。

ITサテライトオフィスなども設けられるということでございますので、こういう中で、地域の雇用が生まれるのではないかとというふうに考えております。

また、戦略を練る上でのかかわりと、住民のかかわりでございますけれども、これについては、今後、いろいろと、どのような形でかかわりを持っていくのかを考えていかなければなりませんけれども、基本的には平成 27 年度中に地方版の総合戦略をつくらなければいけないというふうになっておりますので、これについて、早速取り組むために委託料を置いたものでございます。

この中では、地方人口ビジョンを、将来展望をまず見据えた上で、戦略政策目標とか、施策を策定しなければいけないということで、国のほうから指導をいただいておりますので、そのような形になろうかと思っております。

議長（石黒永剛君） ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） いろいろと計画つくる上では、できるだけ住民の人のかかわりを深めるという意味で、そういった委託については、人員として公募していくとか、そういった手だても打っていただきたいと思っております。要望ですが。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 15 ページ一番下、特産品生産拡大人材育成と挙がっております。これにつきまして、どういうふうな特産物に対して、そして人材、何人ぐらいの人が該当して、年齢的な構成は、どのような方がやられておるかということについて述べてみてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、人材育成でございますけれども、将来的にみそ蔵の増築を計画しております。そういう意味で、また人材が必要になりますので、そういう方の見習い期間と言いますか、そういう期間の助成をするということと、あと年齢につきましては、やはりこれ募集のことがございますので、若い方のほうが、当然、いいわけですがけれども、やはりそこらへんは募集の状況によるかと思っております。

議長（石黒永剛君） はい、ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7番（岡本義次君） 26 ページ、20 衛生費、10 保健衛生、20 母子衛生費、不妊症の分で
すね。これ 33 万 8,000 円挙がってございますけれど、これは今年、何人の方が該当しま
して、不妊症の治療に金額として何ぼぐらい 1 人にかかるのかということと、補助として
何ぼ出るんかということについて述べてみてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 19 番の負担金補助及び交付金の不妊治療支援補助金は 30 万円
ということで、今回、補正で挙げさせてもらっております。

3 万 8,000 円につきましては、過年度分、25 年の国庫の返還金でございますので、その
点の説明は以上でございます。

不妊の治療につきましては、今年度、60 万円の当初予算を設けさせてもらってありまし
た。上限 10 万円ということでございますので、6 人程度予定をしておったんですが、そ
の後、利用者等の申請がございまして、今現在お聞きしておりますのが、12 人の方がこの
制度を利用されておられますので補助金のほうを申請に基づいてお支払いしているとい
うことです。

議長（石黒永剛君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7番（岡本義次君） まだ、尋ねたこと答えとれへん。何ぼ、これかかるんですかいうこ
と。その 1 人当たりについて。治療するのに。

議長（石黒永剛君） 10 万円やん。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい。

健康福祉課長（森下 守君） 経費につきましては、治療等ありますので、医療によってもい
ろいろ違うと思います。ですから、限度額としては最高支給額は 10 万円でございます。

当然、お支払いの内容によりまして、多い方で先ほどの上限の 10 万円。一番少ない方
では、今、わかる数字でいきますと 3 万 3,600 円。それは内容によって、いろいろ違いま
すので、ご了解願いたいと思います。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、廣利君。

4 番（廣利一志君） 15 ページ委託料、田舎体験事業運營業務委託料、課長の説明の中で、この内容がパンフレット、それから現地対応、それから委託は地元商工会ということなんですけども、現地対応の具体的なメニューというのは、どんなふうを考えておられますでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 佐用に移住を希望されて体験的に佐用へ来ていただきます。ゆう・あい・いしいの一室を借りて滞在していただくんですが、その中には、農業体験、それから佐用町の観光資源の見学。それから実際に登録している空き家あがりますので、それを見ていただくこと。

それから、現に移住をされておられる方がありますので、その方との意見交換などを来られる方の日数に合わせてプログラムをしていきたい。計画では、そういうふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 廣利君。

4 番（廣利一志君） 以前も、多分、農業体験というのが、ゆう・あい・いしいの事業の中ではあって、その後、ちょっと途切れてしまったか、何か、そういうところがあったように聞いておりますけれども、具体的には、どの方の、どの農作物とか、何か、そういうのは具体的にはあるんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） まだ、相手がありますので、具体的にその方たちには当たっておりません。協力をしていただける農家の方という格好になってこようかと思っておりますので、できれば石井地域の方を中心にして、あまり移動の少ないところで協力をいただければ、そこでの体験という格好を計画していけたらと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、廣利君。

4 番（廣利一志君） 広報、PRというところで、これは私どもが四国へ視察に行った時にすごく感じたんですけども、嶺北地域であったのは、要するにそのPRの担当者が移住者であると。移住された方が、そういう形を担っているというのがありまして、すごくそれが成果が上がっているというのがあります。

で、実際に移住を決めた、要するに決意した内容は、例えば、四国でもそうですし、佐用の場合でも、実は、佐用町のホームページを見たからということではないんですね。やっぱり。移住者の方の紹介というのが、やっぱり大きかったと。だから、そういうところを、何か方策を考えていたら、より広報、PRとしては、いいのができるのではないかなと思うんですけど、いかがでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 移住された方たちがグループを組んでおられるというのもご紹介をさせていただいておりますので、このPR等につきましては、その方たちのご意見も聞かせていただくことは、パンフレット等、PRを具体的に進めていく上では、ご参考にさせていただきたいなと思っております。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。
はい、矢内議員。

11 番（矢内作夫君） いや、先やで。

議長（石黒永剛君） 山本議員。どうぞ。

9 番（山本幹雄君） 今のちょっと関連で、移住について、私、以前、町長に一般質問したことがありますね。そういう窓口になってくれる町民の方がいてるから、よそから来た人いてる。行政が窓口になると、どうしても言いにくいことあるし、やりにくいことがあるからということで、町長、その方、私も存じ上げてますと、名前言わなんだけど言うて、私は、そういうことだから、そういう方向でいったらいいと思いますみたいな、町長、確か答弁あったと思うんです。

それで、今回、ちょっと僕、聞き損ねて、聞き違えておるのかどうか分からんけども、例えば、そういう意味において、よそから来てくれる人に対して、そういう一生懸命、今、現在、地元で頑張られている人もいてますから、その人の力を実際、どんだけ借りようとしているのか。じゃあ、委託先はどこなのかと聞いた時、僕、聞き違えたんかも分からんので、もういっぺんちょっと、正確に、どこに委託して、どういうことをやろうとしておるのかという部分を、もういっぺん聞きたいと思う。実際、たくさんの方が来て、その人たちを頑張って委託を一生懸命やっている人、現にほんまにいますから、その人らの力を借りようとしてないように、僕には、ちょっと聞こえたんで、それでは、ちょっと違うんじゃないかなと。

僕が、一般質問した時と、町長の答弁とは、ちょっと違うんじゃないかなと思うので、もう一度委託先がどこで、どういうふうな委託をするのか、ちょっと正式に答えてもらいたいと思います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 今、計画しておりますのは、合同会社佐用鹿青年部というところをお願いをして、PR等、それから体験のマッチング、そういうのをお願いする予定にしております。

9番（山本幹雄君） そしたら、鹿青年部が、今までどれぐらい、その移住に対して取り組んでやってきたんか。どれぐらいの活動をされてきたんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 今までは、移住というのに特別に活動というのではございませんが、いろいろな町のイベントに協働していただいたり、それから町の特産品の開発に携わってきていただいております。その面で、多くの佐用町外の方たちとの交流もございませぬので、今回、滞在型の田舎体験につきましては、その方たちの人脈もありますので、そういう方の人脈を使いまして、佐用に来ていただきたい。PRをしていただきたいというふうに考えております。

〔山本君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、山本君。

9番（山本幹雄君） そしたら、僕が以前一般質問した内容において、そういう方がおると。よそから来るにしても、いろいろ地元でトラブルもあるというふうに話させてもらったと思う。実際、トラブルになっている人いてると思います。

だから、そういう体験を踏まえて、実際、外のほうに、町以外の人に応援してもらおうほうが話もしやすいだろう。確かに鹿青年部はそうでしょうけれども、そうなんかも分かりませぬけれども、じゃあもっと実際、よそからこっち来て、一生懸命佐用に移住を働きかけている方もいてる、その人らと両方見比べて、相談して、その人らと協議した上で、ここに決めたのか、何もなく、そこにスコンと決めたのかどっちですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 高見課長。

商工観光課長（高見寛治君） この事業につきまして、最初にお話させていただいたのは、鹿青年部さんのほうにお話をさせていただきました。

ただ、後で、そういう入って来られた方のグループがあるということでのご紹介はさせていただきます。

ですので、体験のために佐用に来られた方の中、プログラムの中で、そういうグループの方との交流というのは、必要かなということで、そのプログラムの中には、そういう移住されて、今、活動をされている方との意見交換の場も設けていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（石黒永剛君） 矢内議員。

11 番（矢内作夫君） ええんか。

〔山本君「3回や」と呼ぶ〕

議長（石黒永剛君） 3回。

11 番（矢内作夫君） すいません。15 ページの 19 節の負担金補助及び交付金の関係の町民の暮らし応援券実施事業補助金の件なんですけども、あんまりここで、こういうふうなことも言いたくないんですけども、先日、竹内議員からも一般質問であったというふうに思うんですが、あまりにもちょっと不正な商品券の使い方みたいなことが 1、2、僕らの耳にも入っておるわけです。

先日の竹内議員の質問の中では、事業者が大量に商品券を買い込んで、それを換金するという話だったんですが、そうじゃなしに、一般に買われた方が、ある一定の事業者のところを持って行って、その事業者がいっぺんに換金して、商品の交換がない中で、現金だけを交換しておるといようなことが、僕らの耳に、1、2入って来ておるんです。

大した金額じゃないと思うんです。1人買う商品券の金額が決まっておるので、あんまり大きな金額じゃないというふうに思うんですが、けども、そういうことが行政にしても、議会にしても性善説でやりよると思うんです。それが、そういうふうな使い方をされるということになると、そういうことを一般的に聞かれた方は、もっと何か、そういう予防するようなことができる方法がないのかなというふうなことも聞いておるわけです。

できたら何か、この商品券の事業というのは悪いことじゃないと思うので、やられたらいいと思うんですが、そのへんちょっと、そういうことができないような罰則の規定までもいかんかも分からんけど、ちょっと、そういうふうなこと、何とか考えることができないかなというふうに思うのですが、そのへんの考え方、ちょっとお聞かせ…。言いようこと分かるかな。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） そういうことが、この事業の趣旨、やることに對して水をかけられるような話になるので、そういうことができない、規制ができるようなことを考えることは検討はしてみますけども、私は、いろんな制約を加えるということは、また、効果が半減してきますし、それにこれは、あくまでも町内での話なので、よそからの方を対象にしてませんし、使えるのも町内の商工会の会員の皆さんの商業活動の事業なんですね。だから、少なくとも商工会の会員さんが一般多数の町民の方のいろんな、一人一人把握できませんけれども、ここで利用していただく対象の商工会の会員というのは、限られた決まった中で会員で活動されているんですから、その方たちが、やっぱりきちっと、そういう行爲がないように、今回、発行するものを使っていただきたいと。そういうことを商工会の中でも申し合わせ、もう一度確認をして、そういうことがあってはならないというふうなこと、あった例も含めてあるんでしたら、また、きちっと徹底をしていただきたいと。そのことのほうが大事だと思います。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

[矢内君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、矢内君。

11 番（矢内作夫君） もちろん今、町長言われた、そういうことがそれは望ましいと思うし、僕らもそういうことが、そういう使い方がされんだろうというふうな中で、こういうことも考えられたり、僕らも賛成してきたりしておるんですが、2回目の時に、そういうことがあったということが、僕らにも聞かされたわけです。

で、ある人らも、やろうと思ったらできんことないなというようなことがありましたので、何とか、今、町長言われたように、商工会の会長なりに、きちっとそういうこと言われて、そういうことが外へ漏れるような言うたらおかしいですけど、そういう悪いことがされておるようなことがないように、いっぺんきちっと、行政からも指導していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 同じ町民の暮らし応援券ですけれども、国がメニュー例として、入っている中で、こういうふうなことをされたと思うんですけれども、国のメニュー例の中では、そのほかに検討されたんかいうことを聞きたいんです。

一つが、今あるプレミアム付商品券ですけど、それからふるさと名物商品券、それから旅行券、それから、生活支援としては、低所得者等向け商品・サービス購入券とか、多子世帯支援策とか、そういうふうな、いろいろ国としてはメニューが挙げられてますけど、これに決められたというのは、どういう経過なんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これ補正予算で出て来まして、そんなに検討する時間もあまりなかったんですけども、やはり一番今、佐用町の状況を見て、町内の商工業者の非常に厳しい経営状況について、こういうことについて、なかなかこれを応援できる、支援できる政策というのはないんですね。

で、そういう旅行券であるとか、ふるさと名物商品券で特産品を出すと、そういうことでは、なかなか広く商工業者の方に応援ができるものではないので、これまでしてきた、同じことになりますけれども、このプレミアム付商品券を発行という形に、これは、私のほうで決定をさせていただきました。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

[廣利君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、廣利君。

4 番（廣利一志君） 15 ページ、先ほどの田舎体験事業運營業務委託料のところなんですけれども、一般質問でも、私、聞かせていただいたんですけれども、町長も柔軟に、今回のところについては、使う形も考えていくということであったんですけども、やっぱりこの間から、私は、いわゆる佐用町の中での限界集落というところに二組、実際に住むことを考えられて下見に来られた方を案内させていただきました。

それで、多分、その方たちは移住を考えておられるんですけども、その意味では、今回のこの事業はアプローチというふうに思うんですけども、その後の展開というんですか、要するに短期宿泊とか、長期宿泊とかのところを、やっぱり考えていかないといけないし、単発で終わってはいけないというふうに思うんですけど、その後の戦略みたいなのは、どんなふうにお考えでしょうか。

アプローチから、要するにその短期宿泊とか、これはあくまで体験ですよ。体験ということは、移住を決めてないんですけども、その中で、体験された方が、今度、移住を考えようかなと、あるいは移住を決意したと。その方が、1 週間、2 週間、あるいは1 カ月、2 カ月住んでみようと、そういう事業には、これはどう結びついていきますか。あるいは、考えておられませんか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 今、おっしゃられますように、この滞在型っていうのは、体験的に来ていただく。その後、移住をしたいというような時に、もう少し長い期間ということだろうとっております。

こちらのほうとしましては、今後なんですけれども、例えば、長期に滞在できるような空き家の調査、体験的にできるようなことも、今、何軒か空き家登録がありますので、今、それにつきましては、今のところでは、賃貸と売買というふうな格好になっておりますが、長期で賃貸ができるようなことも相談の中では、できるかもしれません。

そういうのをオーナーさんとの協議の中で、こういう方がいらっしゃいますのでという相談はできていけるかなとっておりますし、せっかくの機会でございますので、佐用に移住される方にとって、佐用を経験できる何らかの方策はとっていく必要があるかと思っております。

議長（石黒永剛君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 支援交付金の関係で、今回は補正予算として1 億 3,480 万 8,000 円、国からの助成が出ているんですけど、この関係では、先ほども出ていたように、計画をつくっていくということで、策定するものもあるんですけど、その策定期間が5 年間というふうになっているかと思っております。

この財源的なことは、今回、こういう金額が交付されているんですけど、これから、どういうふうになるかという見通しについて、どうなんでしょうか。現時点で分かっている

るところでお願いします。

議長（石黒永剛君） ちよっと、ページ数を言うていただけますか。

13 番（平岡きぬゑ君） だから、8 ページ。

議長（石黒永剛君） はい。
答弁願います。

町長（庵途典章君） 地方創生戦略ということについては、国も非常に短い期間で、いろいろと方向性だけ出してきて、まず予算的にも補正予算という年明けてからの予算を先行型として出してきています。当然、国としても、これからこれが国の非常に大きな課題として、今後、国として取り組んでいく、進めていくという方向が出てますから、それについては、この関係した、また、新たな予算というものが、財源がいろいろとメニューが出てくるというふうに思っております。

当然、先行型に対して、また引き続いて、それに関係した形での、関連した形での予算という形になろうかと思えますけれども、まだ、それが幾ら出るとか、どうなってくるかというのは、これは国の今後の指示、計画に基づいて、町としてもしっかりと対応していきたいと思っております。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） ですから、今回補正で挙がってきて、5 年なら 5 年という継続したものとして使えるというような見通しを持って計画ができないような、今は状態にあるということなんですか。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 今回は、そういう予算の額というのは、ある程度示された補正予算内でやっていますけれども、今後は、そういう必ず国としてもこれだけの地方創生戦略ということで、大きな方針が掲げられていますから、これが 5 年続くのか、10 年、これまでもこういう事業は、かなりいろいろと取り組んできたところですし、さらに国としても、こういう地方戦略、創生戦略という形で、いろいろな農業や林業や商業、地方に対するいろんな創生に関連するという形で、また、もっともっと幅広く計画も生まれてくるのではないかと思いますから、5 年に限定するとか、そういうことはあり得ないと思います。

議長（石黒永剛君） よろしいですね。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） 16 ページ、先ほど説明がありました地域経済循環創造事業交付金。先ほど課長から財団法人BERTですか、事業の総額が1億円と、交付金が5,000万円の上限ですから、この事業費としては、先ほど、いろいろ新しいメニューも言われましたけれども、それを立ち上げるためには、継続して運営費みたいな感じとしてはどうなんですか。今回の交付金というのは、これ1回限りだと思うんですけども、ですから、改めて事業が来ても運営できるような下地をつくるような交付金かと思うんですけども、それ、立ち上げて5,000万円。全体で1億円。町内で、そういう事業を立ち上げた中で、継続していく、そういう計画の見通しみたいなのは、このBERTさんとの話し合い、今の段階ではどうなんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） これについても、総務省の補正予算として、こうした事業が生まれてきております。

これは新しい事業が、地域に新しく展開、企業を興されるということに対して、総務省で上限が5,000万円ですけども、募集をしてくれているわけです。

経営については、これはこの裏に補助金、助成は2分の1、5,000万円ですけども、あとについては、地域の金融機関の融資を受けて、しっかりと、そういう経営内容、事業内容を、そういう金融機関のほうも融資をするわけですから、そこで審査をしていただくという形になります。

それで、経営については、その事業者が責任を持つ。基本的には、そういう形になります。

ただ、地域に来ていただいて、そういう地域の中で新たな事業を立ち上げていただくわけですから、町としても、それは行政として応援できると思いますか、一緒に応援することは最大限の応援をしていかなきゃいけないということになるかと思えます。

ただ、経営の責任においては、これは事業者の責任だということでもあります。

8 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

8 番（金谷英志君） はい。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

[山本君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、山本君。

9 番（山本幹雄君） 初期投資ということで 5,000 万円ということなんですけれども、BERT さん、有名なオートバイレーサーらしいですけど、それは分かったんですけど、何かすごい人なんです。らしいね。

けど、僕に言わしたら、そんな人、全然すごくも何ともない。なぜかって知らんのや。はっきり言って、ここにおる 14 人のほうが、よっぽどすごい。なぜかって言うたら、多くの町民から名前書いてもろとんや。実際、書いてもらうんも大変なんや。おる者は書いてもらう。

だから、BERT さんすごい、すごいと言うたって、僕にとっては何の意味もない。

だから、すごいじゃなくして、こうなんやと。

で、なぜ、この人を選んだのかと。

実際問題、いろいろ選ばなあかん理由があっただろうし、その本来だったら、普通道つくるんだったら入札とか、何かそういうのもあるはずです。

いきなり、この人選ばれましたって言って、何でやねんいう話。

さっきのあれでもそうやけど、田舎暮らしのんでも、何か、よう分かったような分からんような答弁を高見がしたけど、何でこうなんや。

ちょっと話ごっちゃになってしまっただごめんな。田舎暮らしのほうだって、前段は、そこにある前段は佐用町に移住してもらいたいというのがあると思って、僕は話しておるんだけど、それ選んだんなら、なんでその人選んだんか。ねっ。

だから、BERT さん、名前、有名なバイクのオートバイレースの選手やって言っただけど、名前も聞いてないし、すごい人やいうのは聞いたけど。

もう 1 回、明確に名前と、それから、どういう事業をやりたいかいうのを、もうちょっと分かりやすく、きちっと言うてもらいたいな。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、言いましたように、これも総務省の地方創生に絡む一環として、そういう地域に新しい企業を興していく、そういうものを応援しようということで、国が募集をしているわけです。

そういう中で、これは佐用町としては、学校の跡地等の活用ということも含めて、これまで、いろいろとそういう研究と言いますか、いろんな取り組みをしてきている中で、先ほど、課長がお話しましたように、以前から佐用町にずっとお世話になって、佐用町のことに災害からいろいろと支援をいただいている神戸学院大学の先生から、こういうことを考えておられる方がいると。そして、今、その方は岡山県の矢掛町で、矢掛の商業高校の跡地の活用で既に事業化をして、その学校を活用した事業展開をされるということで紹介がありましたので、私も、その方にお会いさせていただきました。

確かに、私も全然、そういう名前は、今まで知りません。

ただ、後から名前を聞いて、その方を調べ、検索すると、それはホームページの人物のあれにも出てくるような、そうした過去の実績とすると、その中では、非常に有名など言いますか、みんなに名前を知られた方だと、そういう関係の方には知られた方だということとは、後から私も知っております。

本田宗一郎に見いだされて、本田宗一郎のもとに、そういうオートバイの開発に携わってきたといわれる方、そういう長い過去の活動の中で、たくさんの方との人脈を持ってお

られます。

それで、多くの企業とも関係があるということで、お話を聞いて、しっかりとした誠実な方であるという印象は、私は受けております。

ただ、その事業の内容について、先ほど言いましたように、この事業は事業者がその経営の責任を当然持って、町がその責任を負うことはないということは前提にあるんです。しかし、本当にそれが経営、今のコミュニティカフェとか、地域防災拠点としてオートバイライダーによる広域的な防災拠点をつくるとか、それから防災教育の場を、企業の防災教育として、企業に参加をさせていただいて社員の防災教育等をやりたいというようなこともお話しされておりますけれども、具体的に、そのこと自体が採算性があるのか、本当に事業として成り立っていくのかということについては、私も分かりません。

ただ、その事業について、先ほど、それに要する資金としては自己資金と借上げ、金融機関からの融資、そして、この総務省の交付金、こういうものを活用されるということでもありますので、そういう中で、あとは経営的には、その事業者が責任を持って生計をさると。

そして、現在の学校のような、ああいう施設をうまく総合的に使うと。利用できるということでもありますので、非常に十分に検討する時間はないんですけれども、この総務省の交付金の募集も、当然、限られた時間でもありますので、応募をして、そして地域の方にも対象の江川小学校を予定しておりますけれども、役員の方にも会っていただいて、お話を聞かせていただいて、これから具体的に、その事業内容等、十分に説明受けたり、まだまだ、そのBERTさん自体も、きちっと事業計画を立ててやられるのはこれからだと思います。

しかし、今現段階においては、総務省の交付金の申請が、まずクリアすること。そして、あとそれに伴って、金融機関からの融資を受けるための金融機関の審査。このことが、きちっと通ること。そういうことが必要であります。

町としては、補正予算で出す以上、国の補正予算に乗る以上は、町が受けて、それを、そのまま交付するという形になりますので、今回の補正、上限額 5,000 万円を、ここに計上させていただいたという経過になっております。

ただ、総務省において、現在、入ってきます情報では、なかなか全国からの応募が非常に多くて、件数は 50 件という全国からの応募というようなことですが、多いということです。かなりの応募があるということ。実際に採択されるのが今回 15 件ぐらいということで、その中に入れるかどうかということが、一つ大きなハードルであります。

それも、5,000 万円が丸々認められるかどうか分からないということもあります。だから、そういう場合には、当然、もしこれが採択がなければ補正予算として挙げたものは、そのまま、また、減額をさせていただかなきゃいけないし、また、5,000 万円が、例えば 3,000 万円という形で認められれば 3,000 万円に補正をさせていただかなきゃいけないというような形なんで、非常に申し訳ないですけれども、きちっと確定した計画のもとに、町が責任持ってここまでしますと言えるような内容の交付金ではありませんので、その点をひとつご理解いただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石黒永剛君） よろしいですね。

〔山本君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 山本君。

9番（山本幹雄君） 僕、もうちょっと聞こうかなと思って、これ来年もあるんですか。継続的に来年も再来年もあったら、途中で学校のこと言いよったから、学校の跡地でほかもあるし、いろんな企業にこういう形であるのかなと思ったら、それも来年のことと言うより、今年のことと分からないということなんですね。結局はね。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 今年の総務省の補正予算としては、もう限られています。それから、今、総務省としては、来年度も、また新たに募集をするというような方向だということは、聞いています。ですから、今年度の補正では、その中に入らなかった場合には、BERTとしては、来年度も申請したいというような意向を聞いております。ただ、その額がどれぐらいになるかというのも、それもまだ全然分からない、私のほうでは分かりません。それから、江川小学校とか、そのほかにもあるんですけれども、ここはBERTさんも、町内を見て回られて、そこのあの施設の状況、位置、そういう中から自分の考えておられる事業にとっては、江川小学校跡地が一番適しているということをお願いしたいということは聞いております。

議長（石黒永剛君） よろしいね。

〔山本君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい。

9番（山本幹雄君） 江川小学校の跡地利用するとなると、相当広いものになると思うんですけれども、コミュニティカフェか何かするという話であったけども、そんなんするようなスペースでは丸でないし、あと防災の訓練の拠点になるんだったら、ちょうどいいのかもしれないけれども、それにしても、ちょっと広すぎるなというのがあるから、なかなかちょっと聞いてみた事業とはあわんのんかなという気もする。ただ、僕らとしては、学校の跡地を利用してもらいたい、いいように利用してもらって、地域活性化に進めてもらいたい。先ほど、田舎暮らしも、よそから来てもらうんも、僕のこの前の一般質問も、いかにこの佐用町を盛り上げていくか、限界集落から消滅集落にならんようにしたいという思いの中でしゃべらせてもらいよんで、それを、どういうようにうまく利用できるかいうのを、ちょっとでもいいように活用してもらいたいなと思ってしゃべらせてもらってますので、そういう方向性でお願いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 今、地方創生戦略ということで、国が、これまでに、こういう課

題にずっと取り組んできたんですけれども、ここにきて、改めて大きな方針の国が旗を振っておられます。

非常に短い期間に、一気にいろいろな課題が生まれてきて、国からの要請、また、指示が出てきておりますので、なかなか十分に検討することができない中で、一応、スタートしております。実施にあたりましては、当然、長期的なこともしっかりと考えて、これを検討し、しっかりとした検討のもとに取り組んでいかなきゃいけないと思います。

そういう中で、皆さん方からいただいたご意見、こういうことも、当然しっかりと受け止めてさせていただいて、町としても、その姿勢で頑張っていきたいと思っております。

町外から、こちらのほうに移住していただきたい、そういう今回の田舎暮らしの体験等についても、以前に山本議員からも、そういう現在既に町内に来て、いろいろと地域とも関係を持って活躍しておられる方がおられるということで、私も、そういう方の力を借りるということは、必要だと言うことも申し上げたところです。

今回、事業としては鹿青年部ということで、若い人たちが入って、若い人たちが頑張っていて、一緒にそういう人たちと若い人たちが都市部から来ていただける、こちらに来ていただける人との交流をしていただいて、そして、地域の定住につなげていきたいという、その協力を、努力をしていただきたいと、協力していただきたいということも含めて鹿青年部にもお願いしたいということ、担当のほうでは考えたところであります。当然、経験と、またこちらで町内にいる方だけでは、いろんな意味で、知識もまた、考え方も、まだまだ十分なところがない。そういう方に満足していただけるようなことが提供できるか難しい面もありますから、当然、本当に実際に佐用町に来ていただいて、佐用町のいいところ、また、問題があるところ、いろんなことも知りながら、地域と一緒に活動していただける方々の力を借りるということ、そういう方たちと一緒に活動していくということが、非常に私は大事だと思います。

今回の予算は、そういう計画で委託先ということにしております。課長のほうは申しておりますけれども、そこに限定することではなく、そういう方々の活動が、協力が得られるところについては、また、そういう方にもお願いをしていくということを考えたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑ありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 28ページの農林水産業費の農業費の中で、農業振興費、野生動物防護柵設置補助金500万円の減額ですけれども、当初予算が1,600万円ですから、大方4割ぐらいの減額ですけど、この設置補助の減額の理由は何でしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 一部集落におきまして河川改修の関係が若干伸びておるという状況から今年度は見送り、来年度以降にしたいという話がありましたので、ほかの精査と含めまして500万円の減額ということにしております。

8 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 31 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 31 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 31 号、平成 26 年度佐用町一般会計
補正予算案（第 7 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 32 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出
について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 2、議案第 32 号、平成 26 年度佐用町国民健康保険特
別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。ページ数等しっかりと。

13 番（平岡きぬゑ君） 歳出 10 ページの保険事業費、特定健康診査等事業費で、10 特定健
康診査等事業費で減額 180 万 5,000 円。そのうち委託料として特定健康診査委託料 150 万
円減額になっているんですが、健診された方が減ったということだろうかと思うのですが、
その点、説明をお願いします。

議長（石黒永剛君） はい、説明、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） この度の補正につきましては、今、議員ご指摘のように、健診を受
けた方が少し減っておるというのが、一番の理由でございまして、そういった意味で予算
のほうを整理させていただいています。
当初では、約 1,400 人ぐらい受診できるような予算を計上させていただいておりました

けれども、結果的に1,010人ということで、そういった分の不用額を今回減額補正させていただいているところでございます。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13番（平岡きぬゑ君） 受診日が、ちょっと聞くところによると江川の場合、従来の8月実施が5月に変更となって、お知らせ等の関係で丁寧に知らせることができたのかなという、その点がちょっと、住民の方から意見を聞いているんですが、そういった点、今回の減額に影響はありませんでしたか。

[住民課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） そういった点も多少あったかとも思いますけれども、実際には、その一方で、これまで江川で健診しておりました、学校を使う場合、どうしても夏休みといった期間に使わせていただくことがありましたので、今回、学校が空きましたので、受診される方の健康状態等も、これまで暑い中で健診を受けられて気分を害されて受けずに帰られたというようなことがございましたので、できるだけいい条件の中で、もし暑い時であれば、ある程度空調の効いた中でできるといった、そういった配慮もさせていただいた中で5月ということで、若干ご指摘のように周知の期間が短かったかも分かりませんが、その分は、ほかのところでご案内させていただくような形で、受診の機会は提供をさせていただきました。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13番（平岡きぬゑ君） 当初1,400人を予定して健診される方しているんですけども、全体として対象者という率から言うと、今回あれなんですけれど、健診を受けられた方を対象にして、いろいろ認知症の関係とか、いろんな面で反映してますから、特定健診大勢の人に受けてもらうというのは、まず最初の入口のことだと思うので、できるだけたくさんの方が受けられるように工夫もしてもらいたいですけれど、そういった点について考え方聞かせてください。

[住民課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） たくさんの方に受けていただくために、今も土曜日とか日曜日とか

といった健診の日を設けて、受けていただく機会を設けております。

それとまた、先ほどありました健診の期間も、できるだけ早い段階で周知できればと思います。そういった周知もしながらたくさんの方に受けていただくように、今後、27年度も努力していきたいと考えております。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第32号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第32号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第32号、平成26年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第33号 平成26年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）の提出について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第3、議案第33号、平成26年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第33号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第33号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第33号、平成26年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 34 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 4、議案第 34 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 34 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 34 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 34 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 35 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 5、議案第 35 号、平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 35 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 35 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 35 号、平成 26 年度佐用町朝霧園特

別会計補正予算案（第4号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第36号 平成26年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）の提出について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第6、議案第36号、平成26年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7番（岡本義次君） 3ページ使用料及び手数料の使用料の817万7,000円、今年度少なくなっておりますね。この要因について、もう少し詳しく実態説明も含めて。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） これにつきましては使用料、これが12月で確認をしましたところ前年に対し使用料が少なくなったということと、それとあと大きな事業所関係ですね、そこらへんの使用料も当然、減っておるということで、今後の見込みがないということで、今回、精算見込みという形で800万円ほど減額させていただいたということでございます。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい。

7番（岡本義次君） そしたら、これ今年だけじゃなくって来年度以降もこういうような調子で、ちょっと減ってくるということですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） 先日、新年度予算についてもご審議お願いしたと思うんですけども、その中でも前年対比減額ということで使用料が落ち込んでおります。そういうことで今回も落ちたということでございます。次年度も下がっていくと。当然、これからは、どんどん人口も減っていきますし、使用料も落ちていくということでございます。

議長（石黒永剛君） よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、本案についての討論を終結します。
これより議案第 36 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 36 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 36 号、平成 26 年度佐用町簡易水道
事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 37 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案
（第 3 号）の提出について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 7、議案第 37 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公
共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 37 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 37 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 37 号、平成 26 年度佐用町特定環境
保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決
されました。

日程第 8. 議案第 38 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の
提出について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 8、議案第 38 号、平成 26 年度佐用町生活排水処理事
業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 38 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 38 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 38 号、平成 26 年度佐用町生活排水
処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 39 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）
の提出について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 9、議案第 39 号、平成 26 年度佐用町西はりま天文台
公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 39 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 39 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 39 号、平成 26 年度佐用町西はりま
天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出については、原案のとおり可決されまし
た。

日程第 10. 議案第 40 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出に

ついて

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 10、議案第 40 号、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 40 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 40 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 40 号、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 41 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 11、議案第 41 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 8 ページ、ちょっと聞いたんですけど、その他雑収益の中で 2,600 万円少なくなっておるんですけど、これ県の河川に伴う工事だろうと思うんですけど、これ工事そのものは県がやったから、町としてはこれ減額したということで、工事そのものはもうやったんやね。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 上野課長。

上下水道課長（上野耕作君） この件につきましては、久崎の工業団地の井戸の新設ということで、損失補償という形で、当初は町で受けてやるということで予算させていただいたんですけども、企業との交渉等で、いろいろと協議をした結果、設計についてはうちで行

うということで、あと工事につきましては、県で実施するという段階で、今現在、工事につきましては、井戸が掘り終わりました、揚水量の試験をしておるといような状況でございます。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 41 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 41 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 41 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
ここでお諮りします。休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を 11 時といたします。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） お疲れのところ申し訳ないんですけども、休憩を 11 時までゆっくりとりたいと思われるんですけども、ちょっと私、午後から県のほうまで走らないかんのんで、できれば、お昼までに終わっていただきたいなというふうに思っていますので、できれば、トイレ休憩だけで、少し早く再開していただいたらありがたいんですけども。

議長（石黒永剛君） そういう申し入れがありますので、一つご協力お願いいたします。

〔山本君「ご協力いうて何分なん」と呼ぶ〕

議長（石黒永剛君） 11 時。延長？このまま延長やな。トイレ休憩だけ。

〔「5 分だけ」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 5 分だけ休憩します。

午前 10 時 45 分 休憩

議長（石黒永剛君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第12. 議案第58号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第12に入ります。

日程第12は、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、議案第58号、農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第58号、農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

農作物共済の掛金率は、農業災害補償法第107条第4項の規定により、3年ごとに一般に改定することとなっております。

この度の改定につきましては、水稻は平成27年から平成29年産まで、麦は平成28年から平成30年産までに適用するものでございます。

この危険段階基準共済掛金率につきましては、農林水産省告示に伴う県より指示の掛金率を基に、過去の被害実績等を勘案し、被害程度の高いものから順次段階を設け、水稻は、一筆・一般方式、全相殺方式、品質方式の各方式にそれぞれ6段階の区分を設定し、麦は秋播麦の一筆・一般方式及び災害収入方式に、それぞれ3段階の区分を設定し、別表のとおり改定するものでございます。

なお、この改定案につきましては、去る2月25日に開催をいたしました、佐用町損害評価会においてご審議いただき、適正であるとの答申をいただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

提案説明を終わらせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第58号につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 58 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 58 号を原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 58 号、農作物共済の危険段階基準
共済掛金率の改定については、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 59 号 工事委託契約の変更について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 13、議案第 59 号、工事委託契約の変更についてを議
題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 59 号、工事委託
契約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

平成 25 年 6 月の佐用町議会第 55 回定例会において、議案第 55 号で委託契約の議決を
いただきました、町道小赤松線小赤松橋橋梁架設上部工工事におきまして、西播磨県民局
への委託工事として工事委託契約を締結をいたしました。

工事の実施に伴い、公安委員会との交差点協議に基づく警戒標識の設置が必要となった
こと、桁送り出しに伴うウインチ設置スペースの確保が必要になったための作業ヤード設
置の追加及び、国土交通省から技能労働者への適切な賃金水準の確保についての通知を受
け、兵庫県においても、賃金等の急激な変動に対処するため、建設工事請負契約書第 25
条第 6 項、いわゆるインフレスライド条項の運用基準を定め、平成 26 年 3 月 20 日から適
用することとなり、本工事において設計単価基準日を平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年
4 月 1 日への見直しが必要となったため、この分につきましては増額となりますが、入札
を行った結果、入札差金が生じ減額となることにより工事委託契約額の変更となりました。

契約金額税込み 9,095 万 9,000 円を 119 万 7,711 円減額し、契約金額税込み 8,976 万
1,289 円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定
により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
議案第 59 号につきましては、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） 町長が説明されましたけれども、県の委託工事ですから、この工事の総工費、県との話し合いでは3分の1の町負担ということで、その3分の1の町負担が守られているかどうか確認します。

〔建設課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 建設課長。

建設課長（鎌内正至君） ちょっと資料が今ないんですけども、6億2,000万円の工事に対して2億円だったと記憶をしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） それで、要はこの質問は3分の1の町負担が、きちり守られているか。それだけで額は結構です。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それは、きちりと計算をして県に持っていただく分は、きちっと県が負担をさせていただいておりますので、町が負担する分は3分の1というルールに基づいて契約をしておりますので、報告させていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） それと、この件とは直接には関係ない、その撤去についても、旧小赤松橋の撤去についても3分の1の町負担だというふうなこと。町長は、撤去についてその時に県とも協議するというふうなことだったんですけど、その協議の結果はどうでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 国のガイドラインが示されておまして、旧橋撤去も全て入ることになっております。32.5パーセントで、ただ今、契約…。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 県にはお願いしたんですけれども、国のガイドラインも出てます。旧橋については、別に長く幅を広げるわけじゃないんで、撤去は県が持ってもらうべきではないかということ、私は申し上げたんですけれども、やはり全体の事業としての計算になるというガイドラインが出ていまして、やむを得ないというふうに判断しております。

議長（石黒永剛君） よろしいですか。

8番（金谷英志君） 分かりました。

議長（石黒永剛君） はい、ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論は、ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 59 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 59 号を原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 59 号、工事委託契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 60 号 工事請負契約の変更について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 14、議案第 60 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 60 号、工事請負契約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

昨年 9 月、佐用町議会第 61 回定例会において議案第 69 号で契約の議決をいただきました、町道大願寺本位田線塩川橋橋梁下部工工事におきまして、橋台を設置するため、掘削を行ったところ、想定岩盤線より高い位置で岩が露出したため、光都土木と協議をし、橋台の根入れ等について検討を行った結果、仮設工、橋台の高さ等について変更を行う必要が生じたところでございます。

主な変更内容は、橋台設置に伴う仮設工として鋼矢板で締め切りを行い、掘削を予定し

ておりましたが、オープン掘削となったため、鋼矢板による締め切り工が不要となったことと、橋台の形状変更により各数量が減ったことによる契約額の変更でございます。

契約金額税込み 8,964 万円を 3,024 万円減額し、契約金額税込み 5,940 万円に変更しようとするものであります。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の承認を求めらるるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 60 号につきましても本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 今、説明の中で、鋼矢板を打って囲んでやる当初の予定が変更になったということでございますけれども、3,000 万円から減って、金が少なくなったということはいいこと、喜ばしいんですけど、当初の下見の積算する時に、現地調査の時の川の中ですんで、もう一つ陸のもの比べてやってみるとわからん。掘ってみるとわからんという部分があったんかもわからんけれども、その現地調査の時点では、そこらへんの岩盤の位置なんかはわからなかったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 当然、事前にボーリング、地質調査をして設計をしているわけです。

ただ、調査において、今回の塩川橋の岩盤が非常に判断しにくい岩質でありまして、設計においては、一番条件の、その中で安全性を見た設計になっております。これも、智頭急行の路線の影響する範囲で、智頭急行との協議も当然必要になっております。

そういう中で、非常に安全性を見た中で、鋼矢板を打って、岩盤をある程度掘削するという設計になっておりました。

ただ、地質調査ですから、実際には掘ってみた中で状況を見て、十分に岩が体力があると、そこまで掘削する必要がないという状況が確認できましたので、それで改めて設計変更して、基礎の大きさ、また、根入れの深さ、これを浅くできたということで、これだけの大きな変更になったところです。

これは、光都土木のほうにも協議をし、また、智頭急行、それから J R、コンサルが入りますけれども、そことも設計協議をして、こういう結果になったということで、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

7 番（岡本義次君） わかりました。はい。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論は、ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 60 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 60 号を原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 60 号、工事請負契約の変更につ
ては、原案のとおり可決されました。

日程第 15. 議案第 61 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する
条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 15、議案第 61 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅
費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 61 号、佐用町議
会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し
上げます。

本議案は、議員各位の議員報酬月額を改定するものでございます。議員報酬につきまし
ては、合併後の平成 20 年 4 月 1 日に増額改定して以来、改定をいたしておりません。こ
の間、社会経済情勢や町の財政状況の変化、議員定数の自主的な削減、議会基本条例に基
づく議会活動の活性化など、議員報酬を決定するさまざまな条件が変化をしております。
このため、このたび特別職報酬等審議会に諮問し、適正な報酬額についての意見をお
聞きしたところでございます。

去る 2 月 24 日に当審議会から答申をいただき、この答申に基づき議員報酬の改定が必
要と判断をし、条例改正案を上程をさせていただいたところでございます。

改正内容といたしましては、議員報酬を現在の 25 万円から 27 万円に改定をし、その後、
それぞれの役職に応じて議長は現在の 36 万 2,000 円から 37 万円に、副議長は 27 万 2,000
円から 29 万円に、常任委員長及び議会運営委員長は 26 万 2,000 円から 28 万円にそれぞ
れ議員報酬の月額報酬を改定するものであります。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 61 号につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 報酬審議会の質疑内容についてお伺いしたいんですけれども、町長の提案説明の中では、社会情勢なり議会活動の状況の変化ということも挙げられましたけれども、報酬審議会では、どういう議論がなされたんでしょうか。

[総務課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 審議会では、3回の審議をされましたけれども、その中で、この町議会議員の報酬額についての最終的な答申の内容を報告させていただき、説明にかえさせてもらいたいと思います。

町議会議員の議員報酬の額についてということで、地方分権が進み市政の両輪の一つである町議会の役割りと責任は、ますます重要となってきています。

佐用町議会は、議会改革の推進に努めており、議員定数の削減をはじめ、議会報告会の開催など、より開かれた議会への取り組み、議会機能の強化など、議会活動のさらなる充実に向けて精力的に活動しています。

議員報酬の額については、議員定数の削減により議員1人の職責が大きくなっていることや、類似団体の中でも町域が広く、行政基盤が大きい状況を勘案するとともに、現在、取り組みを始めた議員活動の活性化及び町民の負託に応えてくれることへの期待を込めて、また、より多くの優秀な人材が議員に立候補したいと思える額とするためにも報酬月額を引き上げることが適当であるという結論に達しました。

審議に当たって議員報酬の額は、議員の総人件費を念頭において考えるべきであり、金額と定数を合わせて審議すべきであるという意見も出されました。

引き上げ額の検討に当たっては、本答申における副町長及び教育長の給料月額の引き上げ率を踏まえて、慎重に審議し、結果として、答申、示した額への引き上げを行うのが適当との判断に至りました。

以上、報告させていただきます。

議長（石黒永剛君） よろしいですか。

8 番（金谷英志君） よろしいです。

議長（石黒永剛君） はい、ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論は、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 議案第 61 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例

の一部を改正する条例の反対討論を行います。

第1は、平成25年に当議会が実施した議会に対する住民意識調査では、議員報酬は月額25万円ですが、これをどう思いますか。との問いに891人の回答のうち、適当が272人。多い352人。少ない49人。分からないが218人となっています。住民の多数が議員報酬の引き上げには反対であること。

第2に、県下の議員報酬の状況を見てみると、最も高いのは猪名川町の月額30万円。最も低いのが市川町の20万円となっており、平均24万7,000円です。これから見ても本町の現行議員報酬25万円は、平均よりも上回っております。

次に、厚生労働省の平成25年度の勤労統計によると、基本給や残業代、賞与などを合わせた現金給与総額は月額平均約27万円です。これは全職種、全国平均です。サービス業や農林業関係は、もっと低額で、都市部よりも地方は低いと見られています。

以上のように、住民の意向、県下の議員報酬の状況、勤労統計からしても議員報酬は現行のままとすべきです。

以上、反対討論といたします。

議長（石黒永剛君） ほかに討論はありませんか。

〔西岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、西岡君。

12番（西岡 正君） 本案について、賛成の立場から討論させていただきたいと思っております。

今回の報酬の引き上げについては、町当局、また報酬審議会の深いご理解をいただきまして、個人的な考え方はありますが、非常に大変ありがたく思っております。

なかなか議員報酬は何が基準なのかと、非常に難しいところがございます。

先ほど、反対の討論の中にもありましたように市川町のような状況もありますし、猪名川町のような状況もございます。

そんな中で、決めるのは大変難しいんですけれども、例えば、隣の市であります宍粟市、これは合併した時に市になりました。我々は合併したけども市にならなかった。それは人口の面もあったわけなんですけれども、その役割はひとつも変わらない。だけど、市だから最低26万円、町だから10何万円ということは、本来おかしいと思っております。そんな中で、役割は一緒なのに報酬を決めるのは非常に難しいところがございます。

ただ、今回の報酬アップについて、私は高く評価をしておるところは、それなりの理由がございます。

まず、一つは、議員共済年金というのが、3年余り前になくなりました。これは当然、議会が議員として立候補して3期12年務めることによって、そして年金というのは支給されるわけでありまして。そんな中で、それがなくなったということは、議員を務めていく上での、議員活動をしていく上での環境は悪くなったというようにしか考えざるを得ない。そういうように私は受けとめておりますし、また、この議員共済の掛金でありますけれども、確か1カ月8万円少しかったと思っております。約2分の1が町、また2分の1が議員でありまして、町当局は4万円を掛けていた、その共済分がなくなったと、そんな状況も含めて、その中の2分の1をアップしてもろてもいいのではないかと、こういうように簡単に思うのであります。

隣の上郡町でありますけれども、町議会議員の中で、12町の中でそれぞれブロックが分れております。我々は西西播ということで太子町、上郡町、佐用町という形の中で一つの

ブロックになっております。太子町が今、27万円であり、上郡町も10年余り前に27万円にして、今回については、5パーセントの減額1年間という決まりで決められたようでありまして、1年過ぎますと、また27万円に戻ってきます。従いまして、いわゆる西西播という形の中での足並みをそろえていただくというのは、非常にありがたい。このように思っておるところであります。

そして、また、もう一つの理由は、これから町長の話も出てくるわけですがけれども、平成17年に佐用町は合併しました。そんな中で、合併以前と合併後の違いというのは、大きく分けますと、やはり広くなれば広がるほど、人とのふれあい、つきあいが広がってきます。そうしますと、当然、多くの関係者ができるわけですから、やはり慶弔費も高くつく。そうして、また、我々のような旧南光町の場合は、行っても船越までだった。しかしながら、やっぱり合併することによって、時には奥海まで行かなければならない。そういう事情を考えますと、非常に燃料代等についても高くつく。そういう状況の中から、やはり当然ではないかと思えますし、先ほど、総務課長の説明で、報酬審議会の説明もありましたけれども、やはり、我々がきっちりとした形の中で議会活動をしていく、議員としての役割を果たしていく上においては、やはり若い人たちが進んで出て来れるような環境づくりをしなければならない。これは当然なことだと思っております。

そういう状況からすると、私は今回の報酬審議会の答申を高く評価しておるところでございます。

今後とも、我々も一生懸命、上げていただいたことに感謝することによって、一生懸命頑張っていきたいと思えます。

以上で、簡単ですが、賛成討論にかえます。以上です。

議長（石黒永剛君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第61号を原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第61号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第62号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第16、議案第62号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第62号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、条例別表中に規定しております行政委員会委員のうち、農業委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員等の報酬月額を改定するものでございます。

今回、町長など常勤の特別職の給料の額及び議会議員の議員報酬の額について、特別職報酬等審議会に諮問をし、答申をいただきましたが、これにあわせて行政委員会委員の報酬につきましても審議会から参考意見をいただいたところでございます。

答申の中で、先ほど申し上げた4つの行政委員会の委員等の報酬につきまして、改定が必要との参考意見をいただきましたので、これに基づき、改正させていただくものであります。

改正内容としましては、農業委員会の年額報酬について、委員長は22万4,100円から23万円に、副会長・職務代理者は16万1,400円から18万円に、委員は12万8,300円から16万円に、監査委員の月額報酬につきましては、知識経験者が2万8,700円から3万円に、議会選出委員が1万6,800円から1万9,000円に、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の日額報酬は5,900円から7,800円に、それぞれ引き上げるものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第62号につきましても本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 非常勤特別職は、ほかにも多々あるんですけど、今回、報酬審議会で審議するものではない特別職ですから、参考意見としてもらったということの説明だったんですけど、その点、今一度、特別職たくさんありますから、その点、お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 佐用町の行政委員会としては6委員会でございます。

農業委員会、教育委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会、選挙管理委員会。ですから、行政委員会のものを全て審議させていただいたということでございます。

議長（石黒永剛君） それでよろしいか。ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第62号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 62 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 63 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 17、議案第 63 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 63 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

本議案は町長、副町長及び教育長のいわゆる三役の給料月額を改定しようとするものでございます。三役の給料につきましては、合併後、平成 18 年 4 月に、当時の財政状況を勘案し、減額改定をして以来、改定をしておりません。この間、社会経済情勢や町の財政状況の変化、あるいは地方分権等の進展による職責の拡大など、給料月額を決定するさまざまな要件が変化をしております。

このため、このたび特別職報酬等審議会に諮問をし、適正な給料額についてのご意見をお聞きしたところでございます。

去る 2 月 24 日に審議会から答申をいただき、この答申に基づき三役の給料月額の改定が妥当と判断し、条例改正案を上程させていただいたものでございます。

改正内容といたしましては、町長は現行の 73 万円から合併時減額前の報酬額であります 81 万 1,000 円に、副町長は 62 万 8,000 円から 66 万 2,000 円に、教育長は 58 万 2,000 円から 61 万 3,000 円に、それぞれ給料月額を改正させていただくものがございます。

なお、この条例改正は、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものですが、12 月定例議会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の議決をいただいております。その中で三役の給料月額の改正を本年 4 月 1 日から実施することを規定をしております。今回、さらにその改正規定を改正することとなったため地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部の改正ということになったことをご理解いただきたいと思います。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 63 号につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論は、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 議案第 63 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

先ほど申し上げました議会議員の報酬の引き上げについてと背景は同じです。町民の実質賃金の低下の中、今回の改正では県下類似団体平均は 78 万 3,750 円。現行では 73 万円、県下では一番最も低いですが、この類似団体の平均を今回の改正によって超えるようになります。

したがって、社会情勢からしても給与月額は現行のままとすべきです。

以上、反対討論といたします。

議長（石黒永剛君） 賛成討論の方はありますか。

[西岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、西岡君。

12 番（西岡 正君） 本案について賛成の討論をいたします。平成 17 年合併当時、町長及び、今、副町長ですが、当時の助役、教育長については、やっぱり合併後の財政の状況を見て、いわゆる財政が安定するまでは、減額をしようという話の中から減額されたと思っております。

今も報告がありましたが、議会が合併後いっぺん報酬を上げていただいております。その時点で、当時、私、議長だったわけですがけれども、町長にこう申し上げました。

町長、町長も元へ戻されてはどうですかと言うたんですけれども、町長は、今の財政状況も見て、もうしばらくという話でありました。

元へ戻されたらという話は、当然、この状況を見ますと、条例改正にはなってますけれども、合併後に本来であれば、先ほども上郡の話をしましたけれども何年間、財政が安定するまで 5 年間は減額で、この金額でいきますよという方向で定めておれば、別に条例を改正する必要はなかったねですけれども、あえて条例を改正してしまったから、今度、むしろ逆に上げるような状況になってしまったということでもあります。それは、みんなが理解しなければならぬと思いますし、私も一議員として、長い間、大変ありがとうございましたというような感謝の意を述べたいという気はいたしております。

当然、先ほども申しましたけれども、4 町合併して、非常に慶弔費も含めた中で、たくさん歳出が要るわけですが、よく辛抱していただいた。当然のことだと思っておりますので、ひとつこれで賛成の討論にかえたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 63 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 63 号を原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第 63 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（石黒永剛君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
ここでお諮りします。委員会等開催のため明日 3 月 14 日から 24 日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、3 月 25 日、水曜日午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきください。よろしくお願いいたします。
それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午前 11 時 30 分 散会
